

ぎふ森のある暮らし推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「ぎふ森のある暮らし推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、岐阜県の豊かな価値を有する森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用した森林サービス産業を育成し、岐阜県の山村地域における新たな雇用と収入機会を創出することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会では、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 情報収集及び情報発信
- (2) 起業者及び既存事業者の支援
- (3) 会員間の交流
- (4) その他、協議会の目的に合致する事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員

協議会の趣旨に賛同し、協議会の活動を推進するため入会した以下の者

- ア 岐阜県内で森林サービス産業を営む個人・団体・事業者等
- イ 岐阜県内で森林サービス産業の起業等に興味・関心のある個人・団体・事業者等
- ウ 岐阜県内で森林を所有・管理している個人・団体・事業者等

(2) 行政会員

協議会の趣旨に賛同し、協議会の活動を推進するため入会した岐阜県内の行政機関

(3) 賛助会員

協議会の趣旨に賛同し、協議会の活動を賛助・後援するために入会した個人・団体・事業者・岐阜県外の行政機関等。ただし、(1)のアからウに該当する者を除く

2 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書(様式第1号)を会長あてに提出するものとする。

3 会長は、前項の入会申込者が、第2条に定める協議会の目的に賛同する場合は、入

会を承諾するものとする。

- 4 会長は、前項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。
- 5 会員は、住所、氏名（法人・団体の名称）等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

（退会）

第5条 会員が協議会からの退会を希望する場合は、退会届（様式第2号）を会長に提出するものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局の判断により退会させることができる。
 - (1) 事務局から連絡をとることができないとき
 - (2) 個人が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき

（除名）

第6条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、第9条に定める理事会の審議、議決により、これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与えられなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 協議会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他協議会に不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合

（役員等）

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 数名
- 2 役員は、総会において一般会員及び行政会員の中から選任する。この場合、個人、団体、事業者等の一般会員及び行政会員（以下「組織体」という。）にあっては、当該組織体に属する職員等とする。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 理事は、会長が必要と認めた事項を審議し、協議会の運営にあたる。
 - 6 協議会に、監事2名を置く。監事のうち1名は岐阜県出納事務局出納管理課長を充て、他1名は岐阜県職員以外の会員の中から会長が指名する。
 - 7 監事は、協議会の決算について監査し、その結果を会員に報告する。ただし、必要

と認めるときは、事業の執行状況について隨時に監査することができる。

- 8 協議会に、顧問を置くことができる。
- 9 前項の顧問は、会長が指名する。
- 10 役員及び会長が指名する監事の任期は、選任後翌々年度の最初に開催される第8条に定める総会までとし、再任を妨げない。ただし、役員及び会長が指名する監事に欠員が生じた場合における補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、一般会員及び行政会員をもって構成し、年1回会長が会員を招集し、次の事項について議決するものとする。

- (1) 協議会の規約に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算に関する事項
 - (4) 役員の選任に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) その他協議会の運営に関する事項
- 2 会長は、必要に応じて、臨時の総会を開催することができる。
 - 3 総会は、一般会員及び行政会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない会員は、他の出席会員に表決権を委任することができるものとする。
 - 4 前各項の規定にかかわらず会長が特に必要と認めるときは、総会に代え書面若しくはWeb会議により会員に賛否を求め、議決を行うことができる。
 - 5 前項の場合における第7項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。
 - 6 総会の議長は、会長が務める。
 - 7 総会の議事は、出席した一般会員及び行政会員の過半数の賛成によって決定する。なお、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 8 前項の規定にかかわらず、協議会の解散に係る議事は、出席会員の3分の2以上の賛成によって決定する。

(理事会)

第9条 協議会の主要事業を検討し、円滑な運営を図るため理事会を置く。

- 2 理事会は、次の事項について審議をする。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (3) その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。
- 4 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

- 5 理事会の議長は会長が務める。
- 6 会長は、必要に応じて理事会に会員以外の出席を求めることができる。

(事業化支援評価委員会)

- 第10条 会員の事業を支援するため事業化支援評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、会員の新規事業計画や事業改善計画の評価・助言を行う。
 - 3 評価委員会の委員は、会長が指名した者とする。
 - 4 評価委員会は、必要に応じて会長が招集する。
 - 5 評価委員会には、委員長を置く。
 - 6 委員長は、評価委員会において互選により決定し、評価委員会を代表し、会務を総括する。
 - 7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 委員長は、必要に応じて評価委員会に会員以外の出席を求めることができる。

(部会)

- 第11条 会長は、協議会の活動が円滑に実施されることを目的として、部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する会員で構成し、理事会と連携・調整のうえ、協議会の活動の専門的または特定の事項について、企画し実施する。

(専決処分)

- 第12条 会長は、緊急を要する事項がある場合又は軽微な事項である場合には、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

(会計)

- 第13条 協議会の経費は、年会費、岐阜県負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会員は、次のとおり年会費を納入するものとする。
 - (1) 一般会員 10,000 円
 - (2) 行政会員 無料
 - (3) 賛助会員 無料
 - 3 岐阜県は、協議会経費の一部を負担金として交付するものとする。
 - 4 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、本条第2項に定める年会費は、会長が別に指定する日までに納入するものとする。

- 5 既に納入された会費は返還しないものとする。
- 6 協議会の会計は、岐阜県の規定を準用するものとする。

(会費等の返還)

第14条 協議会は、決算見込みにおいて剰余金が生じたときは、年会費等の拠出者へ返還するものとする。ただし、返還額を算定する際は、一般会員の拠出金を協議会の運営費及び事業費に優先して充当するものとし、そのうえで、拠出者ごとの返還額を決定するものとする。

- 2 前項の剰余金の返還については、理事会により拠出者ごとの金額を決定する。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、岐阜県林政部森林活用推進課に置く。

- 2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和5年1月27日から施行する。
- 2 協議会設立当初の役員の任期は、第7条第8項の規定にかかわらず、選任された日から令和7年3月31日までとする。
- 3 協議会設立当初の幹事の任期は、第9条第7項の規定にかかわらず、選任された日から令和7年3月31日までとする。
- 4 協議会設立当初の評価委員の任期は、第10条第7項の規定にかかわらず、選任された日から令和7年3月31日までとする。
- 5 令和4年度の年会費は、第13条第2項の規定にかかわらず納入を要しない。

附 則

この規約は、令和5年6月8日から施行する。